

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 2 4 日

公益財団法人 鳥取県教育文化財団
県民ふれあい会館 館長 古田嘉博

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

令和 7 年度とっとり県民カレッジ講座動画配信及び講座運営補助等業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務期間

令和 7 年 5 月 1 9 日（月）から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までとする。

(4) 業務の場所

令和 7 年度とっとり県民カレッジ講座動画配信及び講座運営補助等業務仕様書 1、2 のとおり

(5) 入札方法

入札は紙による入札とし、入札説明書に示す入札書を使用すること。入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた契約申込金額（消費税及び地方消費税の不課税、非課税のものを除く。）とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。） 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 4 5 7 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、かつ、その業種区分が「役務の提供／イベント・広告・企画／映画・ビデオ制作」に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 平成 2 6 年 4 月 1 日から本件調達の公告日までの間に、国、地方公共団体その他の法人で発注された動画配信業務の実績又は同等の業務実績を有する者であること。

(6) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更

- 生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (7) 本件公告に示した業務を業務期間内に確実に履行できる者であること。
- (8) 県民ふれあい会館との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0846 鳥取市扇町21番地 県民ふれあい会館（担当）総務係 山本
電話 0857-21-2266 メール info@fureaikaikan.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0846 鳥取市扇町21番地 県民ふれあい会館（担当）生涯学習係 檜垣
電話 0857-21-2331 メール info@fureaikaikan.jp

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和7年4月24日（木）から令和7年5月8日（木）午後5時までの間に
県民ふれあい会館のホームページ（<http://fureaikaikan.jp>）から入手すること。

(4) 郵便等による入札

不可

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月15日（木）午後3時

イ 場所

鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）4階小研修室（2）

4 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、3の(1)の場所に令和7年5月8日（木）午後5時まで郵送等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札参加資格の確認をもって入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることがで

きる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び、政令、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号）、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。（最低価格落札方式）

イ 入札執行回数は 3 回までとする。3 回までの入札で落札しない場合は、入札者を入札金額の安い順に優先交渉権者とし、優先順位順に価格交渉と見積書徴取を行い、落札者を決定する。（不落札随意契約方式）